

私の提言

三つの原子力の国際条約とは 別に第4の新たな条約必要性

佐 藤 一 明

目 次

1. 現在の国際条約の現状
 - 1-1-1 3つの条約はなぜ制定されたか その理由
 - 1-1-2 3つの原子力の国際条約の紹介
 - 1-1-3 条約加盟していない過去の事例
2. 損害賠償の準拠法、国際裁判管轄権
 - 2-1 国際私法の準拠法、国際裁判管轄権
 - 2-2 国際条約の不遡及について
3. 現在の国際条約
 - 3-1 パリ条約
 - 3-2 ウイーン条約
 - 3-3 原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）
 - 3-4 3つの国際条約の共通点
4. 三個の国際条約の問題点
 - 4-1 改正パリ条約の問題点
 - 4-2 改正ウィーン条約の問題点
 - 4-3 原子力損害賠償の補完保障に関する条約の問題点（CSC）
5. 日本が3つの国際条約に加盟していない現状と理由
6. 第4のアジア地区での国際条約の検証
 - 6-1 アジアの原子力発電の動き
 - 6-2 原子力の事故はまず近隣国が被害を受ける
 - 6-3 アジアの国々の原子力の法律の整合性
 - 6-4 国際条約が成立した時の加盟国の分担金についての考え方
7. 私の提言

要 旨

現在世界には三つの原子力に関する国際条約がある。

しかし、福島原子力発電の事故発生国の日本はいずれの国際条約にも加盟していない。

原子力の損害賠償額は計り知れない損害の大きさを目の前にさらしている現実を目視した時、近隣国が協力して被災者の補償を図る必要を痛感している。

近い将来、日本、中国、台湾、韓国、インド、などを中心とした国々が協力して第四の原子力の損害賠償に関する国際条約の必要性を新たにここに提案する。

[キーワード] 改正ウイーン条約 改正パリ条約

原子力損害の補完的補償条約 国際私法 準拠法
裁判管轄権

はじめに

原子力の事故による損害がひとたび発生するとその被害は多数の被害をもたらし、人々の生存、世界の国々の環境に莫大な影響を与える。

生命、身体、生存、財産、雇用、エネルギーなど日本経済に悪影響を与える、そののみか、世界のエネルギー政策を見直す必要性がでてきている。

その損害賠償は1企業のみでは十分な損害賠償を負担することはできない、また日本国単独で被害者の十分な満足の賠償を得られるものではない。

そこで世界の人々が条約を締結して連帯して協力する必要性がある。

すでに原子力の三つの国際条約が存在している。

後述するが、日本が三つの条約に加入するには地理的環境の面からみて問題が山積する。

そこで原子力に関する現状の説明を行い、そこでの問題点から既存の三つの条約ではカバーしきれないことを訴え近隣国の法整備上の整合性を見ながら、アジアの原子力発電の先進国である日本がリーダーシップをとった新しい第4の国際条約を設立することを提案する。

1. 現在の国際条約の現状

1-1-1 3つの条約はなぜ制定されたか その理由

原子力の被害の恐ろしさはこれを論述するまでもないほどである。

原子力は確かにエネルギーを作りだし人々に電力による便利さを与えてきたことは否定できない。

しかし今回「フクシマ」の事故により原子力の負の面を世界の人はありありと知ることになった。そして、「原子力の事故が発生した場合の損害賠償の規模、性質が一般の事故と比較して特殊性を有することを知ることになった。」¹⁾

つまり、原子力の事故がいったん発生すると、人の命をむしばみ、身体を損傷し、コメ、野菜等、人間が毎日必要とする食物に打撃を与える、そのみか雇用、建物の損傷、自己の大切な家に住むことができない実情を今までの原子力の事故のたびごとに世界の人は直接、間接に体験してきている。

この原子力の事故は当に一般の事故と全く比較にならない被害の大きさである。

事故発生国のみならず隣国は無論、遠方の国まで被害が発生し、その被害は何十年間継続して発生する。

原子力の国際条約を締結して締結国が協力、扶助、していく必要がある。

1-1-2 3つの原子力の国際条約の紹介

原子力損害賠償制度については、各国の国内法による原子力損害賠償制度に加えて国境を超えた原子力損害の処理等に適切かつ迅速に対応するために、

国際的に共通な原子力損害賠償制度の基準や、運用の共通なルールを定めた原子力損害賠償条約が存在する。

「原子力の国際条約は主要国の原発開発競争を始めた、1950年代から欧州を中心に議論された。

1960年には OECD（経済協力開発機構）でパリ条約、1963年には IAEA（国際原子力機関）でウイーン条約が採択された。

その後1997年に原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）が採択された。』²⁾

パリ条約（PC）の採択機関は OECD、NEA、経済協力開発機構原子力機関である。

ウイーン条約（VC）の採択機関は LAEA、国際原子力機関である。

ウイーン条約は34カ国という多数の国が加盟している。

「ウイーン条約は中東欧、中南米、IAEA 加盟国を中心にして、地理的に大きな広がりを見せている。

グローバルに適用されることを前提にしている点においてパリ条約との違いがある。』³⁾

これらの原子力の国際条約は裁判所の管轄権を事故発生国に限定することで、結果発生地の複数の国で多数の裁判が行われて賠償や被害者の救済の基準がバラバラになる事態を防ぐのが目的であった。

原子力事故による損害発生国のいかにかわらず、原子力の損害賠償を統一的に運用されるルールを定め、被害者の公平な賠償の解決を図るためである。

つまり、条約が制定されなければ、裁判の管轄権は被害国の裁判所で、準拠法は被害国の法律で解決するので、一つの事故でも、まったく被害者の所属する国によってバラバラで、公平な解決ができなくなっていく。

この為に条約を締結することにより事故の管轄権と準拠法を定め、統一的、公平な解決をしようとするものである。

しかし、これらの条約には世界の一部の国しか加盟していない。

「世界的主要な原子力国の日本、カナダ、などはいずれの条約も締結していない。

このため、原子力損害賠償に関する諸条約のもとにおかれている原子力施設は、世界の原子力施設の範囲という観点からみると、ごく一部に限られているものになっている、これらの条約は、現段階ではその適用範囲において普遍性を有しているとはいい難い状況にある。」⁴⁾

その結果いったん原子力事業所で事故が発生すれば、法律的にはバラバラの解決が行われてしまう結果になり被害者の公平性が失われてしまう結果になるのが現状である。

1-1-3 条約加盟していない過去の事例

いずれの条約にも加盟していないとして支払いを拒絶した例がある。

1986年のチェルノブイリの事故は冷戦下だったため、旧ソ連は近隣国から賠償請求されても「条約に加盟していない」として国外の賠償を拒みその結果、国際的な枠組みは機能していなかった。

しかし国際私法の法理からしてみれば国境を超えた渉外的な不法行為の事故であり不法行為の要件に該当すれば、事故発生国の原子力機関は損害を与えた他国の被害者に損害を支払わなければならないことは明白な論理である。これを旧ソ連が条約に加盟していないことを理由に支払いを拒絶することはまったく根拠のないことである。

非加盟国が被害を受けた場合の事例として1954年の日本の第五福竜丸がアメリカの水爆実験で被爆した事例が挙げられる。

この場合、アメリカは日本に対して7億2000万円の慰謝料を支払うことで政治決着した。

今後は政治決着ではなく法律的なルールに乗り、法律的損害賠償の制度を整備する必要がある。

IAEA（国際原子力機関）はこれらの反省から1988年パリ条約、ウィーン条約両条約の相互適用を採択した。

「核実験による被害は対象外だが、現在の潮流からして原発に対して補償は世界的な枠組みで行われる方向で進められている。

国際社会で原発事故を補いあう仕組みは整いつつある。

日本政府も2001年以降、原子力委員会や経済産業省、文部科学省がそれぞれ検討会を作り条約加盟を議論することがあったが一貫していたのは『他国の原発事故にどのように対応するか』という視点であり⁹⁾、我国から原子力の事故が発生することは想定外のことだった。

「フクシマ」の事件が発生するまでは我国の考えは北朝鮮への軽水炉支援に向けた6者協議が本格化した時期は、北朝鮮で事故が起きた場合の賠償が議論され、我国で事故発生することは念頭になかったし、文部科学省の検討会でも1908年の報告書で中国、韓国、に加盟の動きがなかったことで「ただちに参加しなければならない状況にはない」と結論つけた。

しかし原子力の事故の悲惨さを体験した日本国は原子力の国際条約の必要性を実感して国際条約に拍車がかかると思う。

早稲田大学の道垣正人教授（国際私法）は「原発大国の日本がアジアの国際条約、加盟をリードするのは当然だ」と早期加盟を訴えている。

2. 損害賠償の準拠法、国際裁判管轄権

2-1 国際私法の準拠法、国際裁判管轄権

国を超えた民事に関する損害賠償に関する裁判について各国に渉外的な私法関係を定めた法律（国際私法）がある。

この法律は外国で原子力の損害が発生した場合その被害者はどの裁判所に提訴するか（国際管轄権）、どこの国の法律が適用されるか（準拠法）等が問題になる。

「準拠法については通則法（平成18年法律第78号、以下「通則法」という）によって全面改正される前の法例（明治31年法律第10号）において、原則として「原因タル事実ノ発生シタル地」が不法行為の成立及び効力の準拠

法になるのを原則としつつ（法例11条1項）、日本国外で発生した事実が日本法によれば不法行為ではない場合には、当該不法行為地法を適用しないとともに（同条2項）、日本国外で発生した事実が日本法によっても不法な場合であっても、日本法が認めた損害賠償その他の処分しか請求できない（同条3項）ものとしていた。

通則法においても、不法行為地法と法廷地法を併用する立場は貫かれているが、解釈上分かれていた点を明確にし、準拠法の選択を柔軟化した。

まず、隔地的不法行為における不法行為地の意義に関して解釈が分かれていた点について、被害者保護の観点から『加害行為の結果が発生した地』と規定することにより、結果発生地説を採用することを明確にした（通則法17条本文）。

ただし、これを貫くと、通常は想定されない地で加害行為の結果が発生した場合に、加害者にとって予見できない事態が生じる場合もある。

そのため、『その地における結果の発生が通常予見することのできない』場合には、例外的に加害行為が行われた地の法を適用するものとしている（同条但書）。

国際裁判の管轄権について国際裁判管轄権は条約等で定めている場合を除けば、国際的な取決めがあるわけではなく、条理を参考にして決定するのが妥当である。

民事訴訟法には裁判の管轄権の規定があり、民事訴訟法を参考にして考えてみる。

民事訴訟法第4条に『訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する』とあり事故発生国の日本の裁判所に管轄が認められる。

民事訴訟法第5条9項に『不法行為があった地を管轄する裁判所に提起することができる』とあり、不法行為の事故発生地として日本の裁判所に管轄が認められる。

民事訴訟法第5条9項に『不法行為があった地を管轄する裁判所に提起することができる』の規定から、不法行為の損害発生地として他国の裁判所に

も管轄が認められる。』⁵⁾

このように国際条約がなければ、裁判管轄権、準拠法についてもバラバラの解決になる。

「我国は国際原子力機関（IAEA）が採択した、原子力損害の補完的補償契約に関する条約（CSC）の加盟を我国はアメリカから要請されて検討してきた、しかし日本では事故が起きないという日本の原子力の「安全神話」を前提として我国ではなく近隣国の事故で日本に被害が及ぶことを想定して他国で事故が発生して国内の被害が他国の裁判所で裁判を行うことに恐れをなして加盟を見送ってきた。」⁶⁾

今回の日本の「フクシマ」事故はまったく想定していない出来事であったので、全くあべこべの事件が発生したことになる。

この為、我国はいずれの条約にも未加入なので福島第一原発事故で海に流れた汚染水が他国の漁業に被害を与えて、津波で流された大量の瓦礫に放射性物資が付着して他国に流れついて、被害者から提訴されれば他国の原告の国で裁判が行われることになる。

つまり日本以外の国が裁判管轄権有し、賠償金の算定基準もその国の採用された法則に乗り、賠償金が大きく膨らむ可能性がある。

我国の管政権は電力会社の企業の賠償を支援するが海外での訴訟が相次げば国内だけで数兆億円とみられる賠償金がさらに増す恐れがあると心配していた。

国際私法の専門家は事故発生国後でも提訴される前に条約に加盟すれば「相手国と交渉次第で管轄権を日本に置くことができる」と指摘する者もいる。

これはあくまで交渉次第であり交渉が決裂すれば全く意義のないことになる。

すべての被害者の国と交渉が成立することは困難であると思う。

今後さらに被害が拡大する恐れがあり「提訴される前に原子力損害の補完的補償契約に関する条約」（CSC）に加盟を急ぐべきである」との声が出始

めている。

このように国際条約がなければ、国際裁判管轄権、準拠法についてもバラバラの解決になる。

しかし、国際私法上、原子力の国際条約で管轄権と準拠法を定めておけば事件が発生しても統一した解決が行われることになり、ここに国際条約の最大の目的がある。

2-2 国際条約の不遡及について

「賠償制度を所管している文部科学省の藤木完治研究開発局長は、『今回の事故でより真剣に加盟を考えている』と話す。

ただ加盟には加盟国の国内法の整備が必要であり、加盟するに当たり他国からの反発も予想される。」⁷⁾

日本の政府が真剣に条約に加盟することを検討始めたことで各国の政府は神経をとがらせている。

つまり裁判の管轄が事故の発生地にあるのではなく日本に管轄権を統一的に解決することをもくろんでいると懸念しているからである。

特に中国はじめ韓国等の隣国は心配し、中国の新華社に中国の若手の法律学者が論文を提出して、まさにこのことを心配し、指摘している。

新華社に掲載された論文を紹介する。

中国の若手学者、冷新宇氏は、福島原発事故で新華社（中国の通信社）に国際条約に関する論文を寄稿している。

「日本政府が『原子力損害に対する補足的な補償に関する条約』を考慮中であり、そうすれば、中国、韓国の市民が日本国の東京電力に対する損害賠償を自国の裁判所に提訴しないうちに事件の管轄権を日本国の裁判所に限定できるようにとのニュースが瞬く間に広く流れている。

条約が国家の義務が発生するかどうかについては国際法には一つの重要な原則がある。

すなわち条約の第三国における無損益の原則である。

わかりやすくいえば非締結国の権利にいかなる制限も加えられないということである。

原子力の損害賠償にかかわる国際条約には原子力損害の民事に関するウィーン条約も含まれこの二つの条約が原子力施設所在国の裁判所の排他的な管轄権のルールを確立している。

だが問題は中韓両国ともこれらの条約を批准したことはなく、日本政府が批准しようとしまいが中国、韓国とは何ら関係がないことである。

したがって、中国国民の賠償権が存在するならばその権利は存在し続け日本国の条約批准により影響されたり制限されたりすることはない。

もし中国の裁判所が賠償の管轄権を有するならばこの管轄権が影響されたり制限されたりすることはないとしている。⁸⁾

しかしこの論文は妥当でないと思う。この論文はあとで条約に加盟すると遡って条約が適用されると我国が考えているような論述である。

「我国の政府も事故発生時に条約に加盟していなければならばの解決になると考えている。

「近代法の大原則で法の不遡及の原則があり、行為時の法律を適用するという原則である。実行時の時適法であった行為をあとで定めた法律によって違法としないというものであり、実行時よりあとに定めた法律により厳しい罰に処することを禁止する原則である。」⁹⁾

この原則をこの事例にあてはめて考えた時、原子力発電の事故の時に、どこの国際条約にも加入していないのに事後に条約に加入することにより我国が条約の恩恵を受けることはできない。

これが許されるなら、事故が発生した後に条約に入ればよいことになり、そうなれば国際条約の機能が失われてしまう。

このことは日本経済新聞も法律の不遡及の原則を掲載して今から条約に加盟してもフクシマの事件が国際条約が適用されることはない論説している。

我国の政府は米国の指導する「原子力損害に対する補足的な補償に関する条約」(CSC) に加盟する方向で調整に入ったが、すでに発生した「フクシ

マ」の事故にさかのぼって条約を適用することはできない。

「フクシマ」の事故で国境を越えた被害が生じた場合損害賠償を日本で裁くための手立てはなく今後海外で巨額の損害賠償が相次ぐ恐れが消えない。

すなわち、国際条約の特徴の一つが原発事故の被害が国外に広がっても損害賠償の裁判権が事故発生国に限定する点である。

これは法律の不遡及の原則つまり事故の発生した時点の法律で解決するという原則である。事故が発生した時点で我が国はいずれの条約にも加入していないので、事故発生後に条約に加入したからと言って条約が適用されるものではない。

「例えば福島第一原発事故で海に流れた汚染水が他国の漁業に被害を与えたり、放射性物資が付着した瓦礫が他国に流れたりして被害者から提訴されれば法律の不遡及の原則により原告の国で損害賠償裁判が行われる。

事故の賠償金の算定基準も事故発生国の法律は適用されないため賠償金が大きく膨らむ可能性もある。

政府内でこれまで条約の議論が進まなかったことは、日本では原発事故が起きないという『安全神話』が根強いからであった。

むしろ日本以外の新興国等で事故が起きることを想定して条約に加盟すればかえって日本人の被害者の救済が不十分になると懸念していたからである。

福島第一原発の事故後、『米国の弁護士らは賠償訴訟を手ぐすねい引いて待っている』との意見がある（政府関係者）。

原子力の問題は安全神話が崩れて、次への備えの必要性は現実味を増したといえる。

日米両国がそろって深刻に条約の加盟を促し、原子炉メーカーに賠償責任が及ばないように法整備を求め原発輸出を進めやすくする狙いもある。」¹⁰⁾

3. 現在の国際条約

3-1 パリ条約

お互いに隣接旧西側先進諸国の地域的な利害の関係が原動力となり成立した。EU 領域における原子力損害賠償制度の規制と調和を目指した。

「1960年 OECD/NEA（経済協力開発機構原子力機関）で採択 1968年に発効、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス等の EC 加盟国を中心に15カ国が締結国。

改正パリ条約 2004年に改正議定書が採択、旧条約締結15カ国とスイスが署名。未発効、現在 EU 諸国において改正パリ条約に対応した国内法を整備中である。」¹¹⁾

表 1

資料 原子力損害賠償のあり方に関する検討会におけるこれまでの審議の状況について
 （研究開発局原子力計画課）原子力損害賠償のあり方に関する検討会
 第4回配布資料（資料4-4）
 この2点を参考にして筆者がまとめたもの

改正パリ条約 2004年採択 未発行	
目的	原子力の事故に起因する損害を被った人に対して適当且つ公正な賠償を補償するとともに平和目的の原子力の生産及び利用の開発が妨げられないことを確保する。
パリ条約締結国	イギリス フランス ドイツ イタリア 等15カ国
改正パリ条約締結国	15カ国 プラス スイス 未発効 現在 EU 諸国において改正パリ条約に対応した国内法を整備中
地域	欧州中心 OECD 加盟国
適用範囲	ウイーン条約及びジョイントプロトコル締結国（共同議定書）であってパリ条約の非締結国 原子力事故の発生時に自国の領域および原子力施設を持たない非締結国本条約と同じ原則に基いて同等の互恵的保護を与える有効な原子力責任立法を有するその他の非締結国
責任の性質	無過失責任
責任集中	事業主への責任集中、ただし国内法により一定の条件のもとで輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる

原子力損害の定義	死亡または身体の損傷、財産の滅失または毀損、経済的損失、環境損害の現状回復措置費用、環境損害に基づく収入の喪失、防止措置費用及びその措置から生じた損失損害
賠償責任限度額	賠償措置額は7億ユーロ（約1146億円）以上
小額賠償措置額	施設は7000万ユーロ以上（約115億円）輸送は8000ユーロ以上、（約130億円）ただし賠償措置額との差額を公的資金より確保する必要
賠償措置	保険 その他資金保証
国家補償	責任限度額と賠償措置額。小額措置額の差額を補償する
免責事由	戦闘行為、敵対行為、内戦、または反乱
除斥期間	死亡または身体の損傷は原子力事故の日から30年その他の損害は原子力事故の時から10年
裁判管轄権	原則としてその領域で原子力事故が発生した締結の裁判所に専属締結国の領域または事故を特定できない場合施設国の裁判所に専属する

3-2 ウイーン条約

「原子力施設を持つ国の広い参加を目指すパリ条約より責任額が（賠償措置額）が低い」¹¹⁾

表 2

資料 原子力損害賠償のあり方に関する検討会におけるこれまでの審議の状況について（研究開発局原子力計画課）原子力損害賠償のあり方に関する検討会第4回配布資料（資料4-4）
この2点を参考にして筆者がまとめたもの

改正ウィーン条約（2003年発効）	
目的	原子力の特定の平和利用から生じる損害に対して財政的保護を提供するための最低限度の基準を設定して、各国憲法上及び法律上の制度のいかんにかかわらず、各国間の友好的関係の発展に寄与するものである
ウィーン条約締結国	中東欧、中南米 34カ国
改正ウィーン条約締結国	アルゼンチン、ベラルーシ、ラトビア、モロッコ、ルーマニアの5カ国（2003年発効）

地域	ウイーン条約は中東欧、中南米等、加盟国中心34カ国が締結国 2005年にはロシアが加入。
適用範囲	非締結国の領域における原子力損害にも適用される、ただし原子事故時においてその領域、または排他的経済水域原子力施設を有しかつ当該事故時において同等の相互的利益を提供していない非締結国で被った原子力損害に対しては施設国の法令によりこの条約の適用除外とすることができる
責任の性質	無過失責任
責任集中	事業主への責任集中、ただし国内法により一定の条件のもとで輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる
原子力損害の定義	死亡、または身体の傷害、財産の滅失、毀損、経済的損失、環境損害の原状損害の回復措置費用、環境損害に基づく収入の喪失、防止措置の費用及び、防止措置から生じた損失損害、環境汚染によって生じたものではない経済的損失であっても民事責任に関する一般法で認められているもの
賠償責任限度額	一事故あたり責任限度額を3億SDR(約513億円)以上ただし例外として1億5千万SDRを下らない額(3億SDRまでの公的資金が国により担保される場合)、発効から15年間について責任額の確保が困難な国のため1億5千万SDRとすることが可能
小額賠償措置額	500億SDR(約8.5億円)以上の額。ただし賠償措置との差額を公的資金により確保する必要がある
賠償措置	保険 その他資金保証
国家補償	責任限度額と賠償措置額、小額措置額の差額を補償する
免責事由	戦闘行為、敵対行為、内戦、または反乱
除斥期間	死亡、または身体の傷害は原子力事故の日から30年、その他の損害は原子力の事故から10年
裁判管轄権	原則としてその領域で原子力事故が発生した締結の裁判所に専属 締結国の領域または事故を特定できない場合施設国の裁判所に専属する

3-3 原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC)

「パリ条約、ウイーン条約の締結国、または両条約の非締結国であるにかかわらず、国内法における責任額(賠償措置額)を超える原子力の損害が発

生じた場合 CSC 締結国の拠出による補完的基金を損害賠償にあてることを可能とする。

原子力損害の責任に関する内容は概ね改正ウィーン条約と同じである。』¹¹⁾

表 3

資料 原子力損害賠償のあり方に関する検討会におけるこれまでの審議の状況について
(研究開発局原子力計画課) 原子力損害賠償のあり方に関する検討会
第4回配布資料(資料4-4)

原子力損害の補完的補償に関する条約 (CSC) 1997年採択 未発効	
目的	ウィーン条約、バリ条約(いずれも改正を含む) SCS 付属書に適合する国内法のもとで損害賠償額を拡大する観点から原子力損害賠償体制を補完し、世界的な責任制度を構築する
条約締結国	アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、アメリカ 4カ国 未発効
地域	韓国、日本が加盟すれば未加盟の国が多いアジア地域に広がる可能性がある
適用範囲	基本的に締結国の領域内で生じた原子力損害に対して適用。 非締結国の領域で生じた原子力の損害には適用しない
責任の性質	無過失責任
責任集中	事業主への責任集中、ただし国内法により一定の条件のもとで輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる
原子力損害の定義	死亡、または身体の傷害、財産の滅失、毀損、経済的損失、環境損害の原状損害の回復措置費用、環境損害に基く収入の喪失、防止措置費用及びその措置から生じた損失損害、環境汚染によって生じたものではない経済的損失であって民事責任に関する一般法で認められているもの
償責責任限度額	一事故あたり責任限度額を3億 SDR(約513億円以上)以上ただし例外として経過措置として最長10年間、1億5万 SDR以上とすることが可能
小額賠償措置額	500億 SDR(約8.5億円)以上の額、ただし賠償措置との差額を公的資金により確保する必要がある
賠償措置	保険 その他資金保証
国家補償	責任限度額と賠償措置額、小額措置額の差額を補償する
免責事由	戦闘行為、敵対行為、内戦、または反乱、異常に巨大な天災地変

除斥期間	原子力事故の日から10年、(賠償措置、国の補償が10年より長い期間整備されていればその期間でも可能)
拠出金	原子力の損害が3億 SDR (特別引出権) (または締結国が IAEA に登録した以上の額) を超える場合に超過損害分について全締結国が一定のルールで拠出金を分担する
裁判管轄権	原則としてその領域で原子力事故が発生した締結の裁判所に専属 締結国の領域または事故を特定できない場合施設国の裁判所に専属する

3-4 3つの国際条約の共通点

三個の国際条約とも原子力損害の責任に関する最低基準、基本原則をもうける点で概ね次の点で共通点である。

1) 原子力事業者の無過失責任

「一般の不法行為は過失責任主義で過失がなければ責任がない、被害者は加害者の過失を証明しなければならず、原子力の特殊性、裁判の長期化、証拠不十分により被害者が損害賠償を得るためにはきわめて過重な負担がかかる。

そこで 原子力事業者に過失がなくても損害賠償を負うため被害者は賠償請求権の行使が容易になる。」¹⁾

2) 責任集中主義

原子力事業者(電力会社等)が被告になり責任を負う、逆に原子炉メーカーは責任を問われない。

仮に原子力事業者に責任が集中されない場合、原子力事業者のみならず原子力事故に関係するメーカー、サプライヤー、工事会社等幅広い関係者まで巨額の賠償責任が及ぶ可能性がある。

そのようなリスクが原子力への参入を阻害する恐れがある。

また被害者にとって請求対象が不明確になるという不利益がある。

本来責任を負うべきものが原子力事業者以外にあったとしても原子力事業者のみが賠償責任を負いその他の者は責任を負わないということである。

被害者の賠償責任を明確にすることにより原子力事業者と取引するメーカー、サプライヤー等が損害賠償を回避できる。

これにより多くの企業が原子力事業に参画しやすくなるメリットがある。

3) 賠償責任額までの損害賠償措置〔保険など〕の強制

事業者が独自に損害賠償措置の確保をしないまま、巨額の損害賠償責任が発生してしまったら、事業者は資金不足等により倒産に追い込まれてしまい、被害者は損害賠償を得られない可能性がある。

損害賠償保険等の保険措置を強制して賠償のための資金をあらかじめ措置することにより事業者は偶発的な事故による賠償負担を経済的支出に転化して経営の安定を図ることができると同時に被害者の賠償の補償を確実にすることができる。

4) 専属裁判管轄

専属裁判管轄をもうけ、判決の承認、執行の義務、裁判の管轄権を事故発生国に限定する。

5) 賠償額限度額の設定

原発事故の損害による死亡、経済的損失、環境被害、回復費用を対象とする賠償責任限度額をもうけている。

6) 戦闘行為、内戦、反乱は免責される

原子力事業者が責任の範囲外であるため損害賠償措置を補えないため損害が発生した場合、戦闘行為、内戦、反乱などが発生した場合、原子力事業者の責任は免責され、国が援助、措置をすることになる。

CSCの異常に巨大な天災地変の場合は免責される、CSCに加盟すると他の2条約に加盟との間でも適用する。

CSCはさらに大規模損害について締結間で拠出金を分担する。

表4 JAIF 社団法人日本原子力産業協会 原子力条約集
 主な原子力の損害賠償に係る条約共通内容

パリ条約 (PC)	共通内容
1 採択機関は OECD/NEA 2 1960年採択。1968年発効。 3 締約国は、仏、独、英、伊等の欧州の OECD 加盟国を中心に15ヶ国 4 責任額は7億ユーロ (2004年改正条約)	1 原子力損害の責任に関する最低基準、基本原則を設定 2 原子力損害の賠償責任の無過失責任 3 原子力事業者への責任集中 4 責任額の制限の最適基準 5 賠償措置のための資金的保証の義務 6 専属裁判管轄の設定と判決の承認、判決の義務
ウイーン条約 (VS)	
1 採択機関は IAEA。 2 1963年採択。1977年発効。 3 締約国は、中東欧、中南米等 IAEA 加盟国を中心に34ヶ国。 4 責任額は7億 SDR (1997年改正条約)。	
補完的保障条約 (CSC)	
1 採択機関は IAEA。 2 1997年採択。未発効。 3 締約国は、アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、米国の4カ国 4 国内法における責任額 (賠償措置額) を超える原子力損害が生じた場合に SCS 締結国の拠出による補完的基金を損害にあてることを可能にする。	

4. 三個の国際条約の問題点

4-1 改正パリ条約の問題点

「主な締結国は欧州の EU 諸国 (欧州連合諸国) であり、国境を超えて生じる損害 (超境損害) への対応という点で我国と地理的關係が薄い国々が加盟国になっている。」¹²⁾

異常に巨大な天災地変が免責になっていない、我国の原子力損害賠償補償法では免責になっている点が大きく異なる点である、除斥期間については我国の法制度では「不法行為の時から20年」と定められているがパリ条約では「死亡、または身体の障害は原子力の事故の時から30年その他の損害は

原子力の事故の日から10年である」更に、日本が不参加の理由はパリ条約では原子力事業者に日本の原子力損害賠償補償法は無限責任を採用しているがパリ条約は有限責任を採用していることである。この点が相いれない点である。

4-2 改正ウイーン条約の問題点

「締結国が5カ国と少なく、また締結国が中東欧、中南米の国であり超境損害への対応という点で我国と地理的關係が薄い。」¹²⁾

異常に巨大な天災地変が免責になっていない、除斥期間については我国の法制度では「不法行為の時から20年」と定められているがウイーン条約では「死亡、または身体の障害は原子力の事故の時から30年その他の損害は原子力の事故の日から10年である」、原子力事業者の責任はウイーン条約について有限責任を採用しているが我国の原子力損害賠償補償法は無限責任を採用している点である。

我国の原子力損害賠償補償法とウイーン条約の法律的整合性ができていない点が、我国がウイーン条約に加盟できない理由である。

4-3 原子力損害賠償の補完保障に関する条約の問題点 (CSC)

「CSCはパリ条約、ウイーン条約の締結国及び両条約の非締結国も含め、各国の国内法による賠償措置を補完することを目的としており、その仕組みは原子力事故の発生時に事故発生国の損害賠償措置を補完している。

その仕組みは原子力発生時に事故発生国の責任限度額原則300SDRを超えた場合、すべての加盟国により拠出された補完基準を用いて、より良い補償額を被害者に提供するものである。

世界規模の原子力損害賠償の枠組みを目指すものである。
この補完基金の資金は加盟国の原子力設備容量及び国連の分担金に応じて算出されるものである。

したがって加盟国が増えれば増えるほど資金は増加して大規模な原子力の

事故の備えとなる。

つまり、世界規模の原子力損害賠償枠組の構築に資することが可能である。」¹²⁾

CSC 条約の責任限度額を 3 億 SDR として改正ウイーン条約と同等となっている。

我国の原賠法の免責事由は異常に巨大な天災、地変は免責されている。

パリ条約、ウイーン条約は異常に巨大な天災地変は免責されていないが CSC 条約は異常に巨大な天災地変も免責事由になり原子力事業者の免責事由が広く我国の免責事由と類似している。

除斥期間は原子力事故の日から10年とされているが、我国は20年とされて賠償措置が CSC の10年より長い期間整備されている国の場合はその期間まで延長するとあり日本の原賠法と整合性がある。

改正パリ条約、改正ウイーン条約よりは CSC 条約の方が日本の原賠法に整合性があると言える。

この CSC はアジア周辺諸国が比較的締結し易い内容となっており、すでに、韓国は CSC 条約に締結が可能なように国内法制度を整備している。

今後原子力発電の発展が見込まれるアジア周辺地域において、国際的な原子力損害賠償体制を構築できる可能性があると予想できる。

しかしながら原子力損害賠償補償条約の一番の重要なことは地域的な接近性、条約の加盟国が地域的に近いことが大切である。今回の「フクシマ」の事故、その他に過去の事故を見ても事故が発生した近隣国が被害を受けてしまう。

CSC はアルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、アメリカがメンバーであり日本の国と余りにも距離的に離れて過ぎている。

この CSC 条約に我国が加盟することは疑問を感じる。

5. 日本が3つの国際条約に加盟していない現状と理由

我国は現在まで国際条約に未加入でいずれの国際条約にも加入していない。

その理由は「我国が先進国にふさわしい水準の国内の法的基盤がすでに確立されている。つまり、我国は原子力の先進国として各条約に比較して遜色のない水準の原子力損害賠償であること。

我国の賠償額は平成22年度から1200億円に引き上げられていることを考えると改正パリ条約は最低責任限度額7億ユーロ＝約1000億円、改正ウィーン条約、CSCの責任限度額は3億SDR＝約500億円と比較して遜色ないといえる。」¹³⁾

また、日本が加盟しないのは近隣の中国、韓国が加盟しておらず中国、韓国のアジア周辺国の姿勢が明らかにされておらず、いずれの条約にも加盟していない、これらのことが現時点で国際枠組みに直ちに参加しなければならない状況にないとされてきた。

更に、我国だけが加盟してもメリットが少ないと考えたこと、そして、我国は他国と陸続きでなく、他国と国境を接せず、越境損害の対応の問題が顕在化していない、万一事故が起こっても越境損害に発展することは少ないと考えてきたことである。

更に又、我国の原発については重大事故は起こさないという安全神話があったからである。

日本はいずれの条約にも加盟しておらず福島県第一原発の事故で国境を超える被害が発生した場合、他国で損害賠償を請求される恐れがある。

例えば福島周辺等から避難した人が母国で事故を起こした国の原子力事業者など相手に裁判を起こす可能性がある。

すでに政府は文部科学省の研究会が加盟について検討し、「CSCの選択肢が現実的」と結論つけている。CSC条約は事故を起こした国に対して締結国が資金援助をする取り決めが存在して、我国の原子力損害賠償補償法に似ている。

「異常に巨大な天災地変」の免責条項も含まれており、CSC に日本が加盟すれば加盟国5カ国になり発効条件を満たすという。

政府与党内で深刻な事故を起こした国として加盟を急ぐべきだとの機運がたかまっている。

このような状況下で、世界的な原子力産業の連携再編、米国の CSC を念頭に置いて我が国が国際条約への対応を検討開始している。

元海江田経済相もウイーンでポネマン米エネルギー省長官と会談して CSC への加盟を検討する方針を明らかにした。

「ただ CSC に加盟すると日本が事故を起こした時、資金援助を受けられる代わりに日本以外で事故は発生した場合数百億の資金負担を迫られる。

この資金を官民のどちらが拠出するかは決まっていない。政府が原発関連メーカーなどに負担を打診したこともあったが調整がついていな」¹³⁾

6. 第4のアジア地区での国際条約の検証

6-1 アジアの原子力発電の動き

「フクシマ」の事故で放射能物資を含む大量の放射能の汚染水が太平洋に流れ、このまま他国の被害者から提訴されれば原告の国の算定基準で膨大な賠償金を請求される可能性が出てきた。このような状況下ではますますアジアの原子力の損害賠償に関する国際条約の締結が必要になる。

「多くの国々が国境を接するか、または、地理的に接近する地域であるかにかかわらず、アジアの地域において原子力の損害賠償に関する国際条約の枠組みがいまだに存在していない。

しかし「世界人口の増加、生活水準の向上等により今後ともアジアの地域を中心として伸びが著しく2010年におけるにおける発電規模は日本を除いて5,000万 KW を超えるものとされている。

また、この期間の新規原子力発電の建設を見ると世界の3分の1は日本を除くアジアの立地であると予想され建設の勢いが顕著である。

近年、アジア地域では原子力開発利用が活発に進行して、韓国、中国、台湾、インド、パキスタンなどで原子力発電の建設、計画が進行している。』¹⁴⁾

**表5 2011年12月 社団法人 日本原子力産業協会 情報・コミュニケーション部
世界の原子力発電の動向**

アジアの原子力の実情2010年度（万 kw、グロス電気出力）

国	運転中		建設中		計画中	
	出力	基数	出力	基数	出力	基数
日本	4884.7	54	442.2	4	1516.7	11
韓国	1771.6	20	680.0	6	280.0	2
中国	1084.8	13	3324.2	30	2556.2	23
台湾	519.7	6	270.0	2		
インド	456.0	19	552.0	8	530.0	4
パキスタン	46.2	2	32.5	1	68.0	2

以前から我国では、我国の周辺アジア諸国において万一原子力事故が発生して国境を越えた被害が我国に損害が発生したならばその救済をどのようにするか心配されてきた。

今回の「フクシマ」の事故でますます迅速に、充分なる救済を図る必要性が増大してきた。

そこで、「原子力先進国たる我国が主導的な立場に立ちアジア諸国を牽引してアジアに原子力の損害賠償に関する国際条約を新たに設立する態度が求められている。

我国にとっても燃料物資、および放射性廃棄物の国際輸送を行うに当たり輸送がより円滑に行われる面も考えられる、原子力産業にとってもメリットが考えられる。

かかる状況下で我国としては、アジアの国々に対して地域的な議論をして、近隣国に対して国際的水準に見合ったアジア各国がそれぞれ原子力の損害賠償の国内制度の整備、充実を促していくことが最も大切であるが、我国を含めた近隣諸国が中国、台湾、韓国、インドなどを通してアジア自体の新たな

原子力損害賠償に関するに關する何らかの国際的枠組みを作り上げることが望ましい。

周辺国とともにアジアの原子力損害賠償条約の締結国となることを目標にして、地域的枠組みの望ましいあり方を地域レベルにおいて早急に検討することの必要が生じてきている。]¹⁴⁾

またアジア地域では原子力の地域協力体制が出来上がりつつある。

その例としてアジア原子力安全ネットワーク（ANSN）がある。

この連携を基礎にしてアジア地区における、原子力の損害賠償に関する条約を設立していく環境ができつつある、その例を示す。

「アジア地域の原子力導入機運の高まりから原子力利用の安全技術、法規と体制の整備、人材の育成、緊急対応対策充実をはかる必要があった。

日本はANSNでは中心的役割を担い、主な支援国は、日本、米、韓国、仏、スペイン、でありアジア原子力安全ネットワーク（ANSN）主な被支援国は、中国、ベトナム、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン等である。

2003年には教育訓練が中心のプロジェクトが実施され、2004年に原子力安全に関する経験と情報がデータベース化され教育訓練に利用されるようになった。

2006年、廃棄物管理および緊急時対応分野の活動が開始された。]¹⁵⁾

このようにアジアの国々が協力する環境が出来上がりつつある、これを発展させてアジアの原子力の損害賠償の条約を設立する機運が熟しつつある。

6-2 原子力の事故はまず近隣国が被害を受ける

今までかつて、原子力の事故が発生すれば遠方の国が被害を受けることはまずあり得ない、まず近隣国が被害を受ける。

原子力の国際条約を考えると、被害を受けるのは近隣国であるので、第一歩は近隣国が協力し合い、条約を締結することが必要である。

朝日新聞の資料でチェルノブイリ事故による 図1) 放射能汚染図を見

てみる。

被災国の主な三国はベラルーシ、ウクライナ、ロシアの三国であり900万人以上が被災し、40万人が移住した。

我国の面積の4割に相当する14万5000平方メートルが、セシウム137で1平方キロメートルに当たり1キュリー以上汚染された。

そこに住む人口は約590万人といわれており、これから10万人にのぼる癌が出ると思われている。

もし、チェルノブイリ事故が仮に東海原発でこの規模の事故がおきたら、東京は全滅ゾーンに入ってしまうと言われている。

短期間に大量に被ばくし、80万人にものぼる。若い事故処理作業従業者の多くは放射線障害のために苦しんでいる。

この事故による放射能汚染被害は、広島原爆の約600倍ともいわれて、放射能は北半球全体にばらまかれた。

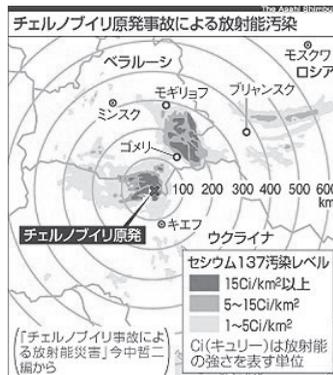


図1 朝日新聞2011年3月15日夕刊

このように事故が発生すれば近隣国が被害を受けるので、原子力の国際条約は地域が近接していて初めて相互扶助の意義があると思う。

したがって既存の3個の国際条約ではなくアジア地区を中心とした新たに第4の新たな国際条約が必要である

6-3 アジアの国々の原子力の法律の整合性

アジアの地区が中心とした条約を締結するとき問題になるのは、アジア各国の国内法が異なるので、法律的な整合性がとれるかである。

下の図から法律的な問題をみてみると原子力の事業者の責任について我国は無限責任を採用しているが、中国、台湾、韓国、フィリピン、インドネシア、マレーシアは有限責任を採用している。

この有限責任、無限責任の違いをどのように整合していくかである。

また除斥期間の期間が国々により違うことである。

この差異をどのように埋めて調整していくかである。

表 6

資料 原子力損害賠償制度について国際的な視点を中心
文部科学省研究開発局原子力計画課 資料5

アジア諸国周辺諸国の原子力損害賠償制度の概要

国名		日本	韓国	中国	台湾
根拠法		有	有	無（国务院回答書が根拠）	有
事業者の責任	有限 無限	無限	有限	有限	有限
	責任限度額		3億 SDR	RMB 3億	NT \$ 42億
	円貨		約513億	約45.5億円	約145円
賠償措置額	原通貨	1,200億	KRW500億	約45.5億円 RMB 3億	45.5億円 145億円
	円貨	1,200億	約51億	約45.5億円	145億円
政府保証額	有 無	有	有	有	有
	内容	損害賠償が措置額超過時は必要と認める場合に援助	損害賠償が措置額超過時は必要と認める場合に援助	損害賠償が措置額超過時は援助	保険または保証の額が損害賠償の不足する場合は融資 重大な原子力事故の場合必要な救済策を講じる
	限度額			RMB 8億	

免 責	社会的 動乱 異常に巨 大な天災 地変	家間の武力衝突、 敵対、内乱また は反乱	社会的動乱 異常に巨大な天 災	国際紛争、内戦、 甚大な天災
-----	---------------------------------	----------------------------	-----------------------	-------------------

国 名		フィリピン	インドネシア	マレーシア
根拠法		有	有	有
事業者 の責任	有限 無限	有限	有限	有限
	責任限度額	\$ 500万	9000億ルピア	5000万リンギット
	円 貨	約5.3億円	約102億円	約16.4億円
賠償 措置額	元通貨	原子力エネル ギー委員会が保 険その他の財務 保証の種類条件 を規定する		原子力エネルギー委員会が 保険その他の財務保証の種類 条件を規定する
	円 貨			
政府 保証額	有 無	有	有	有
	内 容	損害賠償が措置 額超過時は必要 と認める場合に 援助	国内法には規定 なし	保険等の財務保証が損害賠 償額に不足する場合措置額 を限度に必要な資金提供
	限度額	\$ 500万		5000万リンギット
免 責		武力紛争、戦争 行為、内紛、暴 動深刻な天災	国際武力紛争国 内武力紛争重大 な自然災害	武力紛争、争戦争行、内戦、 暴動、重大な天災

現在、我が国がウイーン条約、パリ条約に加盟していない。

不参加の最大の理由について、ウイーン条約は有限責任を採用しており、我が国は無限責任を採用している、この二つの法制度の整合性がとれていないことにある。

しかしながら、ウイーン条約改正議定書が採択された後、ウイーン条約改定議定書上、無限責任国も法的整合性の面で問題なく加入できるようになった。

アジアの国々で有限責任、無限責任の違いがあってもウイーン条約議定書を参考にして考えてみる。

原子力損害賠償に関する改正ウイーン条約の整合性について、電力中央研究所、経済研究所の田辺朋之氏は論文で「改正パリ条約、改正ウイーン条約は原子力事業者の責任を有限責任、日本は無限責任を採用しているのだから相入れない」としつつ、「改正ウイーン条約は責任限度額までの賠償金の支払いを確保するため賠償措置がこれに達しない場合、国による差額分の支払いを義務としている。

この事は理論的に責任限度額を設けていない無限責任の加盟国に対しても国による無限の支払いの補償につながることになる」と論じている。

ウイーン条約改正案では無限責任を採用する国についても、条約の定める責任限度額までの支払いでよいとする配慮規定が設けられたため我国がウイーン条約に加盟するに最大の懸案が解決された。

このウイーン条約の有限責任と無限責任の整合性の解決策を新たなアジアの第4の条約の整合性について応用できると考える。つまり、アジア国の責任を見ると我国が無限責任でその他は有限責任を採用している。そこで新たなアジア国際条約で無限責任の国に対しては、条約で責任限度額を定めておくことで法的な整合性を保つことができる。

除斥期間についても、国より期間が異なる、この差異をどのように調整するかである。

参考になるのがCSC条約の考え方である。CSC条約の除斥期間は原子力事故の日から10年とされているが我国のように20年と定め、賠償措置がCSCの10年より長い期間整備されている国の場合はその期間まで延長するとありCSC条約と整合性を保っている。

この考えをアジアの新しい条約の除斥期間の整合性について考えてみるとアジアの国際条約で除斥期間を定めてそれよりも長い除斥期間を定めている国があれば、加盟国の長い期間まで延長するとして除斥期間の整合性を保つことができる。

6-4 国際条約が成立した時の加盟国の分担金についての考え方

アジアの国際条約が設立した時必ず職員事務所などの経費がかかることは明らかである、その分担金をどのようにして各国で負担するかである。

原子力損賠償の補完保障に関する条約は、補完基金の資金は加盟国の原子力設備容量及び国連の分担金に応じて算出されるとする。

したがって加盟国が増えれば増えるほど資金は増加して大規模な原子力の事故の備えとなる。

このCSC条約の分担金の考え方を第4のアジアの国際条約を考えると、加盟国の支払い能力と各国の経済能力、国民の総所得の世界の合計に対する比率を基礎としていくべきだと思う。

2012年のアジアの主要国の分担金を見してみる。

2012年国連通常予算分担金、分担率

国	分担率	分担金額
日本	12.530	296.1 百万ドル
中国	3.189	75.4 百万ドル
韓国	2.260	53.4 百万ドル

外務省 2010～2012年国連通常予算分担率。
分担金の資料に筆者が編集したもの

7. 私の提言

アジア地区原子力の現状は原子力発電が多く建設されつつあり、アジア地区を中心とした原子力の国際条約を締結する必要性が急務となり、近隣諸国が協力する必要性がますます増えてきている。

法的な有限責任と無限責任の整合性については、アジアの国際条約としては条約で責任限度額を定めておき、無限責任の国に対しては条約の責任限度の範囲内で責任を負うとすることで整合性をはかることができる。

さらに除籍期間についても新たな国際条約で定める期間より長い期間を定めているときは条約を超える期間を定めた国の除籍期間まで延長するとして、

法的な整合性をとることができることも明らかになった。

各国の分担金については国連の分担金を参考にして各国の経済力に応じて支払うことにする。

アジア地区での原子力の損害賠償条約は法的問題点をクリアできることになる。

参考文献

- 1) 文部科学省原子力損害賠償のあり方にかんする検討会第4回配布資料
- 2) 2011年8.30 朝日新聞朝刊
- 3) 原子力損害賠償に関する条約の概要(社)日本原子力産業会議編 1992年12月 日本エネルギー法研究所 諸外国の原子力第3者制度
- 4) 平成15年4月10日 文部科学省、外務省資料第2-2-2
- 5) 日本原子力産業協会情報コミュニケーション部発行原産協会メールマガジン
- 6) 2011年8.29 朝日新聞朝刊
- 7) 2011年5.29 朝日新聞朝刊
- 8) 2011年6.24 新華社ニュース中国通信社
- 9) 戦争犯罪と法 多賀千賀子 岩波書店
- 10) 2011年8.14 日本経済新聞社
- 11) 原子力損害賠償に関する条約の概要 資料 1-6 社団法人 日本原子力産業会議編
- 12) JAIF 社団法人日本原子力産業協会シリーズあなたに知ってもらいたい原賠制度 6
- 13) 日本原子力産業協会情報コミュニケーション部発行原産協会メールマガジン 2009年7月
- 14) 平成15年4月10日 文部科学省 外務省 資料国第2-2-2
- 15) 原子力委員会 原子力白書 2008年 第5章国際的取り組みの推進